

観光キャラクターヤーヤくんの出演に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市観光キャラクター「ヤーヤくん」の、各種イベント等出演に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 出演の対象は、次の各号に該当するものとする

- (1) 平川市内外の各種イベント等で平川市の知名度アップにつながるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(出演条件)

第3条 ヤーヤくん出演に対して次の各号を条件とする。

- (1) 原則として平川市内及び職員の旅費・交通費等の不要な地域であること
- (2) 着替えのできる控室と、高さ180cm、幅80cm以上の通路を備えていること
- (3) 出演時に会場内での安全が確保されていること
- (4) 雨天時及び炎天下の野外での出演は中止できること
- (5) 出演職員の業務に支障のない範囲であること

(申請)

第4条 ヤーヤくん出演を希望する者は、出演依頼申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(承認等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、出演を承認する。

- (1) 平川市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 平川市の観光について、正しい理解の妨げになるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がヤーヤくん出演について不適当と認めたとき

2 市長は、前項により貸出しの承認を決定した時は、出演承認通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(出演料)

第6条 ヤーヤくん出演料は原則無料とする。ただし、遠隔地での出演に関しては、運搬に係る経費及び旅費・交通費等は申請者と協議し決定する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヤーヤくん出演に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成25年4月8日から施行する。